

# 福岡県地域がん登録実施要綱

## 1 目的

地域がん登録（以下「本事業」という。）は、健康増進法及びがん対策基本法に基づき、県内における悪性新生物（以下「がん」という。）の患者について、がんの罹患、転帰その他の状況を登録し、本県におけるがんの実態を分析する等、今後のがん対策の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 実施主体

本事業の実施主体は福岡県とする。県は、医療機関をはじめとする関係機関の協力を得て事業を実施する。

## 3 実施内容

本事業の実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関からの届出
- (2) 死亡小票（転写書類）・死亡票（転写CD-R）の収集
- (3) 地域がん登録標準データベースシステムによる登録
- (4) 医療機関への出張採録
- (5) 生存確認調査
- (6) 集計及び分析
- (7) 公表

## 4 各機関の業務分担及び地域がん登録室

- (1) 本事業の企画運営はがん感染症疾病対策課が行い、登録、集計及び分析は保健環境研究所が行う。
- (2) 保健環境研究所に地域がん登録室を設置し、登録業務の管理・運営に係る責任者を置くとともに、医学的指導に当たる医師及び登録作業等を行う職員を配置する。
- (3) 地域がん登録室の管理責任者は、安全管理に関し必要な措置を講じる。

## 5 運営に関する検討

本事業を運営していく上で必要な事項については、福岡県がん検診評価点検事業推進検討会において検討する。

## 6 登録の対象及び項目

登録の対象となる疾患、登録すべき項目は、厚生労働省第3次対がん総合戦略研究事業「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班（以下「厚生労働省研究班」という）が示す標準方式に準拠する。

## 7 登録情報等の利用

登録情報及び登録情報を集計・分析して得られた情報は次の業務等において利用する。

- (1) 福岡県がん検診評価点検事業
- (2) 福岡県がん対策推進計画の進捗管理
- (3) 厚生労働省研究班（国立がん研究センター）全国集計への提供
- (4) 届出医療機関の院内がん登録の支援
- (5) 別に定める手続により利用の承認を得た者への提供

## 8 集計、分析及び結果の公表

毎年登録した情報を集計、分析し、その結果を必要に応じて公表する。

## 9 秘密の保持

本事業に携わる者は、業務上知り得た個人情報や秘密を保持しなければならない。

## 10 個人情報の取扱

本事業に係る個人情報は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例57号）に従い適切に取り扱う。

なお、情報の収集は、同条例第3条第3項第7号の規定により本人以外から収集し、開示請求に対しては、同条例第15条の規定により当該個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。

## 11 地域がん登録の啓発

県民及び医療機関に、地域がん登録の重要性と必要性が正しく理解されるよう、関係機関と連携して普及啓発に努める。

## 12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福岡県保健医療介護部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。